

四日市市上下水道局告示第 27 号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図書は、四日市市上下水道局管理部生活排水課に備え置いて縦覧に供する。

令和 4年 6月 15日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和4年 6月30日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する施設の位置

四日市市上下水道局管理部生活排水課に備え置く図面のとおり

3 分流式にて、公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

(1) 三重郡川越町大字亀崎新田80番地2、北勢沿岸流域下水道北部浄化センターを終末処理場とする区域

大字茂福、千代田町、大字羽津、生桑町、東坂部町、山城町、広永町  
の各一部

(2) 四日市市寿町2番8号、日永浄化センターを終末処理場とする区域

城西町、芝田一丁目、西伊倉町、川島町、赤堀三丁目、ときわ三丁目、  
西日野町、室山町、前田町、大字大治田、小古曾一丁目、二丁目、四丁目、  
小古曾町、日永西四丁目  
の各一部

4 縦覧期間

令和4年 6月16日から令和4年 6月30日まで

(上下水道局 管理部 生活排水課)